

県南広域振興局長告示第13号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成23年1月21日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 胆沢郡金ヶ崎町西根花館37番27、37番28、37番50、37番68及び39番5、森山18番8並びに北大曲15番13、15番117、15番118、15番121、15番122及び15番123
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 胆沢郡金ヶ崎町西根油地28番地1 有限会社アルム不動産企画